

九州大学総合研究博物館館長候補者及び副館長候補者選考内規

(趣旨)

第1条 総合研究博物館長（以下「館長」という。）候補者及び総合研究博物館副館長（以下「副館長」という。）候補者の選考については、九州大学学内共同教育研究センター長の任命等に関する規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(館長候補者の選考)

第2条 総合研究博物館運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、学内共同教育研究センター長の選考及び任命に係る手続きについて（平成27年5月18日役員会決定）に基づき行われる館長候補者についての事前協議にあたり、館長候補者の選考を行う。

2 館長候補者の選考は、部局等から推薦された候補者（以下「推薦候補者」という。）について、運営委員会において単記無記名投票を行い、有効投票の過半数の得票者を館長候補者とする。

3 前項による館長候補者の選考において、有効投票の過半数の得票者がいない場合は、上位2位までの決選投票を行う。

(1) 投票の結果、最多得票者を館長候補者とする。

(2) 得票が同数の場合は、年長者を館長候補者とする。

4 第2項による推薦候補者が1人の場合は、運営委員会において適否投票を行い、有効投票の過半数の適票をもって館長候補者とする。

5 単記無記名投票及び適否投票における白票は無効票とする。

(館長の任期)

第3条 事前協議にあたり、次に掲げるところにより、総長に意見を述べるものとする。

(1) 館長の任期は、原則2年とする。

(2) 前項の規定にかかわらず、九州大学学内共同教育研究センター長の任命等に関する規則第4条第1項第3号及び第4号による任命の場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副館長候補者の選考)

第4条 副館長候補者は、総合研究博物館の専任の教授及び准教授のうちから館長が選考し、総長に推薦する。

(副館長候補者の選考の時期)

第5条 副館長候補者の選考は、次に掲げる事項に該当する場合に行う。

(1) 副館長の任期が満了するとき。

(2) 副館長が辞任を申し出て、総長の承認を得たとき。

(3) 副館長が欠員となったとき。

2 副館長候補者の選考は、前項第1号の場合にあっては、原則として任期満了の日の1月前までに、前項第2号又は第3号の場合にあっては、速やかに行うものとする。

(副館長の任期)

第6条 副館長の任期は、原則2年とする。

(改正)

第7条 この内規の改正は、運営委員会の承認を必要とする。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、館長候補者及び副館長候補者の選考に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、館長が定める。

附 則

1 この内規は、平成28年11月30日から施行する。

2 館長候補者の決定方法について（申し合わせ）（平成13年10月30日運営委員会決定）は廃止する。